

e o 光テレビ契約約款
e o 光パートナーサービス契約者特約

2019年4月1日

株式会社オプテージ

eo 光テレビ契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約

第 1 条（特約の適用）

株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）は、当社が別表 1 に定める eo 光パートナーが提供する eo 光パートナーサービスの契約者に eo 光テレビサービスを提供するにあたり eo 光テレビ契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約（以下「特約」といいます。）を定めます。

2. eo 光パートナーサービス契約者には、本特約に定めるものを除き、当社が別途定める「eo 光テレビ契約約款」（以下「約款」といいます。）の規定が適用されます。本特約と約款との間に齟齬が生じた場合、本特約が優先して適用されるものとします。

第 2 条（特約の変更）

当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他のサービスの提供条件は変更後の特約によります。

第 3 条（用語の定義）

本特約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
eo 光パートナー	当社より eo 光ネットの名称で提供している光ファイバーアクセスサービスの提供を受け、自社サービスと光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて、サービスを提供する事業者
eo 光パートナーサービス	eo 光パートナーが、自社サービスと当社より提供を受けた光ファイバーアクセスサービスを組み合わせて提供するサービス
eo 光パートナーサービス契約	eo 光パートナーから eo 光パートナーサービスの提供を受けるための契約
eo 光パートナーサービス契約者	eo 光パートナーと eo 光パートナーサービス契約を締結している者（eo 光パートナーサービス契約を申し込み中の者を含む。）
eo 光テレビサービス	約款第 3 条（サービス）に規定するサービス
eo 光テレビサービス契約	当社から eo 光テレビサービスの提供を受けるための契約
eo 光テレビサービス契約者	当社と eo 光テレビサービス契約を締結した者

第 4 条（当社が行う契約の解除）

当社は、eo 光テレビサービス契約者が、eo 光パートナーサービスを解除した場合、eo 光テレビサービス契約を解除するものとします。

第 5 条（eo 光テレビサービスに係る金銭債権の譲渡など）

eo 光パートナーサービス契約者は、eo 光テレビサービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権（割増金、遅延利息を含み、以下同じとします。）を、当社が eo 光パートナーに譲渡することを包括的に承認します。この場合において、eo 光パートナーの請求をもって債権譲渡が成立するものとし、当社から eo 光パートナーサービス契約者への通知は省略します。

2. 前項に定める eo 光テレビサービスに係る料金その他の債務に係る金銭債権の支払い期限および支払い方法については、当社が定める規定にかかわらず、eo 光パートナーが定めるところによります。ただし、当社が定める支払い期限より早まることはないものとします。

第6条（約款の適用除外）

本特約については、約款の下表の規定は適用しません。

①	第9条（サービス利用の一時休止）
②	第10条（設置場所の変更）
③	第11条（利用権の譲渡）
④	第34条（停止および解除）の但書き

第7条（約款の読み替え）

本特約については、約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	該当箇所	読み替え前	読み替え後
①	第15条第1項第1号	インターネット	eo 光パートナーサービス
②	別表4. 工事費など-標準工事費-上記以外	インターネット	eo 光パートナーサービス

別 表

別表1 eo光パートナー

事業者名称
ビッグローブ株式会社、ニフティ株式会社

附 則

(実施期日)

この特約は、2018年12月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。